

高齢者虐待防止に関する指針

1. 趣旨

当事業所は、利用者及びその家族等（以下 利用者等という）の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、利用者等に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、看護の増進に努めることとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、利用者等に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者等の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者等の身体を拘束すること。

（殴る・蹴る・たばこを押付ける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・身体拘束等）

(2) 性的虐待

利用者等にわいせつな行為をすること、または利用者等にわいせつな行為をさせること。

（性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等）

(3) 心理的虐待

利用者等に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（「そんなことすると〇〇させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

(4) ネグレスト

利用者等を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に揚げる行為と同様の行為の放置、利用者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（自己決定といって放置する・失禁をしていても衣類を取り替えない・栄養不足のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

(5) 経済的虐待

利用者等の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止委員会

- ① 委員会の委員長は、管理者とする。
- ② 委員会の委員は正規職員から 1 名を選出する。
- ③ 委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
また、必要に応じて事業所代表を招き、助言等を得ることとする。
- ④ 委員会の活動及び審議事項等
 - ・ 職員の意識を高める掲示物等に関すること。
 - ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ・ 職員が業務等に関する悩みを相談する窓口としての対応。
 - ・ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
 - ・ 虐待発見時の対応及び再発防止に向けた取り組みに関すること
 - ・ その他人権侵害、虐待予防等に関すること。

(2) 虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する統括は事業所代表が行い、責任者は管理者とする。
- ② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組を推進する。
また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- ③ 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合、速やかに、管理者に報告し、報告を受けた管理者はその内容を担当ケアマネージャーに報告しなければならない。
また、担当ケアマネージャーがいない場合は、上越市福祉課や地域包括支援センターに報告する。(自社の職員によるもの以外も含む)
- ④ 職員や関係事業所への報告、苦情への対応は管理者が行う。
- ⑤ 被害者家族や対外的な謝罪は事業所代表が行う。

4. 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、加害者が不明で虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者等の様子の変化を迅速に察知し、それに係わる確認や責任者等への報告が重要である。

また、虐待の疑いがもたれる場合には、ケアマネージャーや関係する介護サービス事業者とも連携し、行政等への通報などを迅速に行うことが必要である。

なお、虐待とは利用者等の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートすることを認識し、平素から、責任者は、利用者等はもとより職員やケアマネージャーや他の介護サービス事業所とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることとする。

(2) 虐待発見時の対応

自社の職員による虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者等の安全・安心の確保を最優先に、被害者やその家族、関係各所に対して誠意ある対応や説明に努める。

また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することとする。

(3) 再発防止に向けた対応

自社の職員による虐待が発生した場合は再発防止会議を開催し、職員全員で発生要因を十分に調整・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。

5. 職員等が留意すべき事項

職員等は、利用者等の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案が発生した場合、利用者等の生命と生活を脅かすことのみならず、社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- ・ 認知の程度等に関わらず、常に利用者等の人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員は、利用者等の立場に立った言動を心がけること。
- ・ 虐待に関する受け止め方には、利用者等による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・利用者等との人間関係が構築されていると、独りよがりで思い込まないこと。
- ・利用者等が職員の言葉に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者等本人は心理的苦痛を感じていても、重度の障害などからそれを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待（疑い）を受けている利用者等について見聞きした場合は、利用者等の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係わる問題や発言等は個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

6. 身体拘束の禁止及び対応

職員は、利用者又は利用者以外の関係者の生命又は身体を保護するため緊急的にやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を抑制する行為を禁止とする。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合は、家族等の了解のもとでその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得ない理由を訪問看護サービス実施記録等に記録し、管理者に報告しなければならない。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附 則)

この指針は、令和 5 年 12 月 15 日から施行する